

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	労災就労保育援護経費			担当部局庁	労働基準局			作成責任者		
事業開始年度	昭和54年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	労災管理課			河野 恭子		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号			関係する計画、 通知等	労災就労保育援護費の支給について(昭和54年4月4日基 発第160号)、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27 日基発第774号)					
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族で、就労のために子供の保育の必要が認められる者に、就労を促進するため、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育を要する児童・・・12,000円(要保育児1人につき月額) (平成29年度の月額)									
実施方法	直接実施									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	72	75	80	76	71			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計		72	75	80	76	71			
	執行額		66	66	70					
執行率(%)		92%	88%	88%						
当初予算+補正予算に対す る執行額の割合(%)		92%	88%	88%						
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	労災就学等援護費	76	70.5	給付見込みの減による減						
	庁費	0.1	0.1							
	職員旅費	0.3	0.4							
	計	76	71							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 29年度	
	申請から支給決定までに 要する期間を1か月以内と し、その期間内に支給決定 したものの割合を80%とす る。	申請から支給決定まで1か 月以内に処理をしたものの 割合	成果実績	%	83.2	80.4	83.5	-	-	
			目標値	%	80	80	80	-	80	
			達成度	%	104	100.5	104.3	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	社会復帰促進等事業処理状況調べ									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。			活動実績	人	481	479	449	-	-
				当初見込み	人	449	481	479	449	449
単位当たり コスト	算出根拠				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	被災労働者の遺族等からの請求に基づき支給される援 護経費であり単位当たりコストの算出はなじまない。			単位当たり コスト	-	-	-	-	-	
計算式				-	-	-	-	-		

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	政策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること										
	施策	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)										
	測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 29 年度		
		労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)		実績値	%	82.6	80.7	82.6 (見込)	-	-	-	-
				目標値	%	87.8	85	85	-	-	85	
	測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)							
		-	-	-	施策の進捗状況(実績)							
		-	-	-								
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	本事業の政策評価上の個別目標は申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とすること及びその期間内に支給決定した割合を80%とすることであり、各年度とも、事業目標を達成していることから、測定指標に寄与している。											
改革項目	分野:	-										
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		-		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	-		達成度	%	-	-	-	-	-	-	-	
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		-		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-
目標値				-	-	-	-	-	-	-	-	
-		達成度	%	-	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
-												
事業所管部局による点検・改善												
国費投入の必要性	項目				評価	評価に関する説明						
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	被災労働者及びその遺族等の中には、労災があったために就労が必要となり、被災労働者の子を保育所、幼稚園等に預ける必要のあるものも少なくない。本事業は、被災労働者及びその遺族等の就労のため、これら保育に係る費用を援護するものであるため、国民や社会のニーズを的確に反映しているといえる。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	本事業は、被災労働者及びその遺族等の援護のための事業であることから、労災保険を所管する国が実施すべき事業である。						
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	被災労働者及びその遺族等の中には、その就労のため、被災労働者の子を保育所、幼稚園等に預ける必要のあるものもことから、これら保育に係る費用を援護することが政策目的達成にとって必要かつ適切である。また、国民や社会のニーズは高く、政策体系の中で優先度が高い事業である。						
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				-							
一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				無								
競争性のない随意契約となったものはないか。				無								
受益者との負担関係は妥当であるか。				○	本事業は、労災による被災者援護のための事業であり、事業者負担として行うことが妥当である。							

事業の効率性	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	本事業については、過去の給付件数及び給付額により積算しているが、平成28年度の支給実績は概算要求時に積算した予定額を下回ったため、執行率が低調になったものであり、妥当である。		
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内と目標設定することにより、効率的な業務運営を図っている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	達成率は100%以上を維持しており、成果目標に見合った成果実績となっている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	見込みを下回ったものの、概ね見込みに見合った実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。		
	所管府省名	事業番号	事業名			
	人事院		就労保育援護金(国家公務員災害補償制度)			
	総務省		就労保育援護金(地方公務員災害補償制度)			
点検・改善結果	点検結果	労災就労保育援護経費は、被災労働者の遺族等の保育に係る費用を援護するために必要な経費であり、引き続き所要額を確保する必要がある。 平成28年度は、活動実績が見込みを下回ったものの、成果実績は目標を達成しており、概ね計画通りに事業を実施できている。				
	改善の方向性	労災就労保育援護経費については、一部精査中であるが、各点検項目の評価のとおり、適正に実施されているところであり、保育に係る費用の一部を援護することにより保育を要する児童を抱える労災年金受給者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺族等の援護を図るために支給しているものである。 当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
外部有識者の所見						
新規申請が予測しがたい事業ではあるが、過去の執行状況を勘案しつつ適切に予算を見積もり、引き続き迅速な執行に努めて頂きたい。(栗原 美津枝)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
一部の事業内容	活動実績が当初見込みを下回ったことを踏まえ、未達成の要因を分析の上、改善の方向性に記載した事項を着実に実行することにより、事業内容の改善を図るとともに、執行率を勘案して積算を見直す等事業内容を精査し、予算額の縮減について検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえ、所要額を減額の上、概算要求を行うこととした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	660-12	平成23年度	987	平成24年度	831	
平成25年度	426	平成26年度	436	平成27年度	448	
平成28年度	446					

